

海に見える交流館クリエイティブスペース活用実証業務 プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、海に見える交流館クリエイティブスペース活用実証業務の受託者を、価格のみによらず技術力や実績等の様々な観点から選定を行う公募型プロポーザル方式により決定するにあたり、必要な事項を定める事を目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名称：海に見える交流館クリエイティブスペース活用実証業務
- (2) 業務区域：隠岐の島町 地内
- (3) 業務内容：別紙「海に見える交流館クリエイティブスペース活用実証業務 仕様書」に定めるとおりとする。
- (4) 業務期間：契約締結の翌日から令和9年3月26日まで
- (5) 提案上限額：契約の上限額は2,600,000円とする。（全て消費税及び地方消費税を含む。）

3 事務局

隠岐の島町役場 都市計画課 都市計画係（担当 岡）

住所

〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2

電話番号

代表 08512-2-2111

直通 08512-2-8580

E-mail : toshikei@town.okinoshima.shimane.jp

4 委託業者選定方法

公募型プロポーザル方式により最優秀提案者（優先交渉権者）を決定し、当該提案者と契約要件について協議・調整を行った上で、予算の範囲内で合意に達した場合に契約を締結する。

なお、協議が不調に終わった場合は、次点評価者との交渉に移行する。

5 参加資格要件等

本プロポーザルに参加できるものは、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規程に該当しない者であること。
 - ② 業務提案書の提出期限において、本町の指名停止期間中でないこと。
 - ③ 島根県内に本支店または営業所等を有する法人であること。

- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申し立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続きの申立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）であること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- ⑦ プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に掲げるいずれかの関係が無いこと。
 - （ア）親会社と子会社の関係
 - （イ）親会社を同じくする子会社同士の関係
 - （ウ）一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - （エ）前 5 号と同視し得る資本関係又は人的関係
- ⑧ 類似した業務の実績を有していること。ただしその年次範囲は問わない。

（２）応募者の構成

本業務の一部を委託しようとする場合は、委託する業務、委託先等を記載した再委託業務予定調書（様式第 4 号）を隠岐の島町に提出する。なお、再委託業務予定調書を提出する場合は、委託先が上記の参加資格の要件を満たしていること。

6 失格事項

次のいずれかに該当するときは、失格となる場合はある。

- （１）提出資料等が本実施要領の記載方法及び提出方法に合致しない場合
- （２）虚偽の内容が記載されている場合
- （３）その他本実施要領に違反すると認められる場合
- （４）海の見える交流館クリエイティブスペース活用実証業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員に対し、直接又は間接的に連絡を求めた場合
- （５）選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- （６）契約を締結するまでの間に参加資格の「５ 資格要件」を有しなくなった場合

7 実施スケジュール

現段階において想定するスケジュールは次のとおりであり、日程については変更、またはその他の理由により、プレゼンテーション及びヒアリングを中止する場合がある。

内 容	期限・締切日など
募集公告（実施要領等の配布）	R8. 8. 3（月）
参加表明書の受付期間	R8. 8. 3（月）～R8. 8.21（金）午後 5 時
参加表明書等に関する質問書受付期間	R8. 8. 3（月）～R8. 8.17（月）午後 5 時
参加表明書等に関する質問書の回答期限	R8. 8.19（水）
参加資格可否の通知	R8. 8.25（火）
業務提案書提出期間	R8. 8.25（火）～R8. 9.4（金）午後 5 時
業務提案書等に関する質問書受付期間	R8. 8.25（火）～R8. 8.31（月）午後 5 時
業務提案書等に関する質問書の回答期限	R8. 9.2（水）
プレゼンテーション及びヒアリング	R8. 9 月中旬
結果の通知（発送）	R8. 9 月下旬

※上記日程に変更がある場合は、あらかじめ関係者に対して連絡する。

8 関係資料の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の下記資料は隠岐の島町公式ホームページからダウンロードすること。

(URL:<http://www.town.okinoshima.shimane.jp>)

- (1) 公告文
- (2) 海の見える交流館クリエイティブスペース活用実証業務プロポーザル実施要領
- (3) 海の見える交流館クリエイティブスペース活用実証業務仕様書
- (4) 海の見える交流館クリエイティブスペース活用実証業務評価要領
- (5) 各様式

9 プロポーザル手続きへの参加の辞退

本業務の希望者がプロポーザル手続きへの参加を辞退するときは、辞退届（様式任意）を提出しなければならない。

なお、プロポーザル手続きへの参加を辞退した者は、これを理由として、以後、不利益な取扱いを受けない。

10 質問及び回答

プロポーザル手続きに関する質問は、次のとおり実施する。なお、提出書類の作成に関する事項に限り受け付けるものとし、審査及び評価に関する質問は、一切受け付けない。

(1) 提出期限

【参加表明書等に関する質問】令和8年8月17日（月）午後5時（必着）

【業務提案書等に関する質問】令和8年8月31日（月）午後5時（必着）

(2) 提出先 事務局

(3) 提出書式 質問書（様式第7号）

(4) 提出方法 電子メールにより行うこととし、持参、口頭又は FAX による質問は受け付けない。なお、電子メールの表題は「海の見える交流館クリエイティブスペース活用実証業務プロポーザル質問書」として送信すること。送信した際には、電話等で送信した旨を伝えること。

(5) 回答期限

【参加表明書等に関する質問】令和8年8月19日（水）

【業務提案書等に関する質問】令和8年9月 2日（水）

(6) 回答方法 隠岐の島町公式ホームページにて一括で回答する。

11 参加表明書等の提出

(1) 提出期限 令和8年8月21日（金）午後5時（必着）

(2) 提出先 事務局

(3) 提出方法 持参または郵送（配達証明付書留郵便に限る。）

(4) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第 1 号）
- ② 事業者概要書（様式第 2 号）
- ③ 業務実績書（様式第 3 号）
- ④ 再委託業務予定調書（様式第 4 号）
- ⑤ 予定技術者調書（管理・担当）（様式第 5 号）
- ⑥ 業務実施体制調書（様式第 6 号）
- ⑦ 業務責任者・担当者の雇用を証明する書類等（雇用証明書、健康保険証等）の写し

（5）提出部数

原本 1 部

（6）通知

参加表明書等に基づく参加資格の有無については、令和 8 年 8 月 2 5 日（火）に、参加申込者全員へ電子メールで通知する。また、参加資格が「有」と判断された者には、プレゼンテーションおよびヒアリングの実施日程および場所を改めて通知する。なお、参加資格が「無」と判断された者の業務提案書の提出は受け付けない。

1 2 業務提案書等の提出

- （1）提出期限 令和 8 年 9 月 4 日（金）午後 5 時（必着）
- （2）提出場所 事務局
- （3）提出方法 持参または郵送（配達証明付書留郵便に限る。）とし、併せて電子データ 1 式 CD-R または DVD-R に保存し提出すること。

（4）提出書類

① 業務提案書（任意様式）

- （ア） 6 部提出（5 部「企業名無し」、1 部「企業名有り」
- （イ） 原則 A 4 サイズ、縦長片面で 1 0 枚以内とする。
A 3 サイズを使用する場合は、A 4 サイズ 2 枚分と換算する。
- （ウ） 文字サイズは 1 0.5 ポイント以上
- （エ） カラー可、図、絵、写真等の使用は可。

② 業務工程表

- （ア） 6 部提出（5 部「企業名無し」、1 部「企業名有り」
- （イ） 様式自由。ただし、A 3 サイズ、横長片面で 1 枚以内。

③ 見積書

- （ア） 提出部数は、6 部（5 部「企業名無し」、1 部「企業名有り」）
- （イ） 様式は自由。ただし、積算の具体的な内訳を記載すること。なお、消費税及び地方消費税を含む額とすること。
- （ウ） 見積書の宛先は隠岐の島町長とすること。

1 3 プレゼンテーションおよびヒアリングの実施

業務提案書提出後、参加者から業務提案書類に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を実施する。なおプレゼン等に出席しない場合は、採点は行わない。

- (1) 開催日 令和8年9月中旬予定
- (2) 場所 隠岐の島町役場本庁
- (3) 時間構成 発表時間40分程度
(プレゼンテーション20分以内、ヒアリング20分程度)
- (4) 参加方法 現地もしくはWeb会議システムを使用したリモート参加
(リモート参加による減点はない)
- (5) 留意事項
- ① プレゼン等には業務責任者の出席を必須とし、出席者は4名以内（パソコン操作員含む）とする。
 - ② プレゼン等に出席する者は参加者を特定できる表示をしてはならない。
 - ③ パワーポイント等の画像の投影については、その内容が業務提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り認める。モニター及び HDMI ケーブルは事務局が用意するが、その他の機器は各自で用意すること。
 - ④ Web 会議システムでの参加の場合、加えて以下を留意すること。
 1. Web 会議システムは参加者側が用意すること。
 2. 隠岐の島町側の機器の準備及び操作は事務局でおこなうものとする。
 3. リモート参加の場合は開催日の2開庁日前までにその旨を事務局へ通知し、参加のための URL・ID・パスワード等をメールにて送付すること。
 4. Web 会議システムは Zoom・Teams のいずれかを使用すること。
 5. 参加者はそれぞれ別の PC にて Web 会議に参加すること。また、カメラ・マイクは常に ON にし、プレゼン中は画面外に出ないこと。
 6. 現地参加とリモート参加併用は不可とする。
 7. 録画・録音などは不可とする。
 8. 背景画像や表示名等により、企業名が明らかにならないよう留意すること。
 9. その他、無関係な人物等の映り込み、音かぶりがないように十分に留意すること。

1.4 審査方法及び審査基準

(1) 審査委員会

参加表明書等及び業務提案書の審査、評価及び最も優れた業務提案書の特定は、審査委員会において行う。本プロポーザルに関して、参加表明者及び業務提案書提出者が1者のみの場合であっても、審査委員会において、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

◎委員名簿

役職	団体名等
委員長	隠岐の島町 地域振興課長
委員	隠岐の島町 総務課長
委員	隠岐の島町 社会教育課長
委員	隠岐の島町 中央公民館長
委員	隠岐の島町 都市計画課長

(2) 第1次審査（資格審査・書類審査）

提出された参加表明書等について参加資格要件を満たしているかを事務局において審査し、参加資格を満たす者に業務提案書の提出を求める。

(3) 第2次審査（業務提案書審査・プレゼンテーション）

提出された業務提案書等並びにプレゼン等の説明及び質疑応答の内容を総合的に判断し、最優秀者及び次順位者を特定する。

(4) 審査結果の通知

全ての参加者に電子メール及び文書で通知する。また、町ホームページでも結果を公表する。

(5) 審査項目と配点

審査項目と配点割合は、次のとおりとする。

No	評価項目		評価基準	評価点
1	類似する業務実績		・類似する業務実績が今回の業務に活用できる内容であるか。	10
2	業務に対する理解度及び業務の基本方針		・業務目的を理解し、効果的な運営方法、妥当な成果目標を設定しているか。 ・効果的かつ実施可能と判断できる基本方針や戦略があるか。	10
3	企画提案	創造体験講座に対する企画部分	・仕様書の内容を踏まえた企画内容となっているか。 ・隠岐の島町の状況に応じた、有益で具体的かつ実現可能な提案内容となっているか。	20
		調査・分析に対する	・調査・分析の手法が明確となっているか。	10
		独自提案	・企画提案内容において、事業の推進に有効な独自の提案があるか。	20
4	業務実施体制		・発注者との連携が十分に図れるか。	10
5	プレゼンテーション及びヒアリング		・理解しやすく、業務への積極性がうかがえるプレゼンテーションとなっているか。 ・質問内容を理解し、的確に応答しているか。	15
6	見積価格		・（最低提案価格/提案価格）×5点 ※小数点以下切り捨て	5
合 計				100

1.5 費用負担

本プロポーザルに参加する一切の費用は、参加者の負担とする。

1.6 業務委託契約の締結

(1) 町は、最優秀者に対し、「海の見える交流館クリエイティブスペース活用実証業務」の契約に係る優先交渉権を付与する。最優秀者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行うこととする。

(2) 契約については、契約交渉により本町と合意に至った場合に、契約限度額の範囲内で随意契約を締結することとする。

17 業務委託の範囲

本業務の範囲は別紙仕様書を基本とするが、隠岐の島町の判断により契約締結時において、隠岐の島町と契約締結する事業者が業務提案書により行った追加提案等の内容を追加、変更できることとする。

18 その他留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルには参加できない。
 - ① 必要書類を提出期限までに提出しない場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③ 本件に関して不正又は公正さを欠く行為等があった場合
- (2) 提出書類の記載内容に関する責任は提案者が負うものとする。
- (3) 提出書類の著作権は、隠岐の島町に帰属することとする。
- (4) 提出書類は、プロポーザル選考の公表（広報、ホームページ等）や出版物等への掲載、展示等に使用する。
- (5) 参加表明者及び業務提案書に記載した配置予定の業務責任者及び担当者は、特別な場合を除き、変更することはできない。
- (6) 提出された書類の返却は行わない。
- (7) 審査内容の詳細や個別の評価に関する問い合わせには応じない。
- (8) 本要領に定めのない事項については、協議のうえ決定する。